



春分の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

確定申告期間中はご理解ご協力ありがとうございました。

重要情報

1. 協会けんぽ健保料率改定、天引き額にご注意

協会けんぽ社会保険の健康保険料は毎年3月に料率改定されます。3月末以降の支給（締ではなく支給日）分から、新料率での天引きをお願いします。なお、業界ごとの組合国保の改定は、組合ごとに異なりますので通知に従ってください。

2. 定額減税国会審議中 国税庁特設サイト公開

給与所得者の定額減税は、勤務先による源泉徴収の調整により受けられます。つまり、給与を支払う事業者側が減税事務の負担を負います。国税庁は事業者側の事務で用いる様式・ツールを公表しました『[定額減税 特設サイトで検索](#)』。

3. ふるさと納税の返礼品は一時所得に該当

年50万円まで一時所得は申告不要ですが、保険満期金等の一時所得がある年にふるさと納税をしている納税者に向け、税務署からのお尋ねが増えつつあるようです。一時所得がある年は、寄付額の3割など申告を行うか検討が必要です。

元バックパッカー赤羽の旅断(バカ)



2022年五島列島絶景その①頭ヶ島天守堂 上五島町の中心となる中通島の北東部の先端にある、石造の頭ヶ島天守堂。対面には墓石に十字をあしらった墓地、青く澄み切った海と真っ白な砂浜。墓地は季節になるとマツバギクという濃いピンクの花が咲き乱れ、空の白と青、海の白と青と合わさって、華やかに祈りの地を彩ります。



晩酌のじかん

晩酌コーナーを読んでくださる方は多いようで、最近「酒好き」と認知されることが増えました。そうすると、何かのお礼でお酒を頂くこともしばしば。毎度小躍りして楽しんでます。あ、催促していませんよ！良い酒好きですが、安酒でもお酒を楽しむ時間が好きなんです！ナズダローヴィエ！

☆事務所からの連絡☆

弊所宛名ラベルを配布しています。ご希望の方はお知らせください。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red